

接続約款変更認可申請書

東相制第 21-00009 号
2021 年 5 月 24 日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞう
代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条の4、第99条の6及び

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。

用語	意味
1～90 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

(事前照会)

第10条の2 (略)

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)～(7) (略)

(8) 接続申込者が指定する利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用すること又は光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。以下、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第11項から第13項及び第34条の12（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算）において同じとします。）を新たに設置して利用することを要望される場合には、その光屋内配線を含みます。以下この条、第34条

第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるもの)とします。)種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。)を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。
ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。)をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、接続開始期日をもって接続申込

の4、第99条の6及び第99条の7において同じとします。)の提供可能時期(接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整(光信号端末回線を設置するために当社がその建物に入館する際の調整を含みます。以下同じとします。)が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できないことがあります。)及び伝送損失(計算による値となります。)

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項又は第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項の場合に準用します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き
(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～3 (略)

4 第2項又は第17項の場合において、当社が接続する光信号端末回線(特定光信号端末回線を含みます。以下この項から第6項及び第9項において同じとします。)を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるもの)とします。)種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。)を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答又は第17項に規定する通知を当社が行った日(第2項又は第17項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します(第1項の規定に基づき、当社が、光信号端末回線の仮予約工事日を接続申込者が指定した工事日として取り扱った場合を除きます。)。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めるときは、この限りではありません。

7～8 (略)

9 接続申込者は、第1項又は第17項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期(光信号端末回線においては、第2項又は第17項に規定する提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。)をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。)から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日(以下この条において「接続開始期日」といいます。)までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項、第7項又は第16項及び第17項に規定する回答及び承諾は効力を失

者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

い、当社は、接続開始期日をもって接続申込者が第1項又は第17項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日からその接続を開始する日の前日までの間、その接続申込者が行った第1項又は第17項に規定する申込みに係る機能を利用したものとみなします。

11～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1か月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回線との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条(接続申込みの承諾)第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

18 当社は、前項の場合において、提供可能時期までに提供できないとき又は提供できないときは理由を接続申込者に通知します。

19 特定光信号端末回線を敷設するために他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といいます。)を利用している場合において、当社が、その他人からその特定光信号端末回線を撤去するよう求められたときは、協定事業者と協議の上、撤去の必要がある場合は、その特定光信号端末回線を撤去するものとします(その撤去により生じた損害について、当社はその協定事業者に対する責任を負わないものとします。)

20 協定事業者が特定光信号端末回線又は特定光信号端末回線との接続の申込みと併せて接続の申込みを行った光信号端末回線との接続を終了する申込みを行った場合、接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了するとともに、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する申込みがあったものとみなします。なお、当社は特定光信号端末回線との接続を終了する申込みがあった場合(接続を終了する申込みがあったものとみなす場合を含みます。)であって、その特定光信号端末回線が収容される光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されていないときは、第36条の2(協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等)第1項に規定する申込みがあったものとみなします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

第34条の5 当社が第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第4項第1号又は第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限り、)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第8項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るもの

(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)

第34条の10

1～2 (略)

3 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定により、光信号端末回線との接続の申込みを行う際に、テープ分散による接続を要望(することができます。この場合において接続申込者は、次の各号に規定する調査のいずれかを併せて申込むものとします。

- (1) 接続申込みにより指定する光配線盤に終端する1の光信号端末回線について、その光配線盤に終端し現に利用している1の光信号端末回線(接続申込みにより指定する光信号端末回線が光局外スプリッタを含むものである場合は、光局外スプリッタを含まないものに限り、)とのテープ分散による接続の可否
- (2) 接続申込みにより指定する同一の光配線盤に終端する2の光信号端末回線のテープ分散による接続の可否

(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)

第34条の13 接続申込者は、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に收容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のことをいいます。以下、同じとします。)の適用を選択することができます。

(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項、第7項、第16項若しくは第17項、第34条の7(特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第8項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第95条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1) (略)

(2) 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び

に限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

(3) 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4-2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

2~3 (略)

4 協定事業者は、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 15 項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第 14 項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第 66 条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は 1 月間とします。)に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2-1 に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第 28 条(完成通知)又は第 34 条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 接続料金のうち、網使用料及び前号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

3 第 36 条又は第 36 条の 2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供するものに限ります。)、

び第 9 欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

(3) 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄若しくは第 4 欄若しくは第 4-2 欄若しくは第 5 欄若しくは第 7 欄、ISM 折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL 回線管理機能、DSL 回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP 通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 2 欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第 28 条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。)

2~3 (略)

4 協定事業者は、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 15 項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第 14 項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。

(網改造料の支払義務)

第 66 条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、当該機能に係る電気通信設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一である場合は 1 月間とします。)に係る料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2-1 に規定する網改造料の支払いを要します。

- (1) 次号に規定するものを除く接続用設備又は接続用ソフトウェアについては、第 28 条(完成通知)又は第 34 条(準用)に規定する完成通知に記載した期日(網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日とします。)
- (2) 料金表第 1 表第 2 (網改造料) 1-1 表第 70 欄の特定光信号端末回線伝送機能に係る個別管理対象設備については、特定光信号端末回線との接続を開始した期日
- (3) 接続料金のうち、網使用料及び前 2 号に規定する網改造料以外のものについては、その機能の利用を許諾する書面に記載した期日

2 (略)

3 第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 19 項、第 36 条又は第 36 条の 2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) 第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2 (網改造料) 2 (料金額) 2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)~(28) (略)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ウ欄又はエ欄に限ります。)に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能(2-1-1-1 第 3 欄ア欄(通信路設定伝送機能のうち高速デジタル伝送に係るものであって 128Kbit/s の符号伝送が可能なエコノミークラスのもの)と組み合わせて提供す

ウ欄、エ欄又は第4欄(7)欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(35) (略)

(一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

るものに限り、)を、ウ欄、エ欄又は第4欄(7)欄に限ります。)を提供する回線の接続に係る工事(以下「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(35) (略)

(36) 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項に規定する特定光信号端末回線に関する調査の回答を受けたとき

(一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第78条の2 (略)

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限り、)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

4 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第16項に規定する特定光信号端末回線についての調査の申込みが当社に到達した日から当社が回答するまでの間に、その調査の申込みを撤回したとき又は同条第17項に規定する特定光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項又は第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、その申込みの撤回により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(22) (略)	(略)

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄若しくは第24欄に規定する機能を利用する場合に適用します	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用
--	---

(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、2-11第23欄又は第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、末端回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、IP通信網回線管理機能又は特定光信号端末回線管理機能に係る料金の適用
---	---

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	(略)		

2 料金額
2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)			
(26) 特定光信号端末回線管理機能	1回線ごとに	339円	

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)

第2 網改造料
1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 特定光信号端末回線伝送機能の適用	<p>特定光信号端末回線伝送機能に係る料金額の算定に関して、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）における設備管理運営費工(I)の規定における工事費（物品費＋取付費）については、当該機能の提供のために必要となる物品費、人件費等の費用をもとに算定される実費とします。</p> <p>また、協定事業者が特定光信号端末回線伝送機能を利用するときであって、当社の既に設置されている管路又は電柱を利用する場合は、以下に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ア 管路に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第2（とう道又は管路に係る負担額）2（とう道又は管路に係る料金額）2-2（管路に係る料金額）の料金額を準用することとします。この場合において、第3表第2の規定中「預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約」とあるのは「特定光信号端末回線伝送機能の利用」と読み替えるものとします。</p> <p>イ 電柱に係る負担額</p> <p>第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第3（電柱に係る負担額）の負担額を準用した年額料金の12分の1とします。</p>

1-1 網改造料の対象となる機能

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(69) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

区 分		備 考
(1)～(69) (略)	(略)	(略)
(70) 特定光信号端末回線伝送機能	特定光信号端末回線にて伝送を行う機能	_____

2 料金額

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第19項、第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)～(12) (略)	(略)	(略)	(略)
(13) 特定光信号端末回線に係る情報調査費	第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項に規定する事項の調査に要する費用	1件ごとに	_____

別表3 様式

(略)

様式第7-4（第34条の4第1項関係）

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	
---------------------	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

別表4 違約金

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,359円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合 4,662円

(略)

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	4,359円
	イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円

第3 光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第78条の2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合 4,662円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(特定光信号端末回線との接続に係る経過措置)

2 特定光信号端末回線を複数の接続申込者等間で共用する場合の接続料の扱い及び接続の条件については、協定事業者との協議が調い、約款の変更が必要となるときは当社の準備が整い次第、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、実施することとします。

3 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-11第26欄について実績値が把握できたときは、当社は、別途約款の変更認可申請を行うこととし、当該申請が認可された後、この改正規定の実施日に遡及して適用します。

網使用料算定根拠
(東日本コストに基づく接続料)

I. 原価の算定及び料金の設定

1. その他の機能

A. 特定光信号端末回線に係る回線管理機能

・特定光信号端末回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	515	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠（東日本コストに基づく接続料）6. 通信路設定伝送機能(1)の(e)の①専用回線管理運営費
②回線数（契約）	126,701	令和3年3月22日認可申請の網使用料算定根拠（東日本コストに基づく接続料）X. 料金設定に使用した回線数の2. 機能別回線数より
③料金（円/回線・月）	339	①÷②÷12ヶ月